自治体議会改革フォーラム・法政大学ボアソナード記念現代法研究所自治体議会プロジェクト

全国自治体議会の運営に関する実態調査2017調査票

貴自治体議会の状況について、以下の設問(Q1~Q28)にお答えください。

それぞれの状況は、期間の指定がない場合には、2016年12月31日現在の状況をご記入ください。

単数回答は、該当する番号を一つ、複数回答は、該当する番号をすべてご記入ください。記入回答は、回数や件数を尋ねているものは、その件数または回数を、なかった場合は、「0 (ゼロ)」とご記入いただき、次の設問にお進みください。あった場合、具体的な内容を尋ねているものについては、回答用紙下部の自由記入欄に、内容をご記入ください。

ご回答は、別紙「回答用紙」に直接ご記入いただき、記載番号宛にファクシミリにて、ご送付ください。**送付状等は不要ですので、回答用紙のみ、そのままお送りください。**

自治体議会改革フォーラムのウェブサイトに設ける「調査特設コーナー」内の入力フォームからも ご回答・ご送信いただけます。**別紙要綱記載のユーザIDとパスワードをご利用いただき、入力フォー ムからの(電子データでの)ご回答へのご協力をお願いいたします。**

調査や設問に関する問合せやその他の情報等も、同コーナーにて随時掲載していきますので、ぜひご参照ください。本調査票は、計16頁です。

◇議会改革および議会の状況について

Q1 【議会改革取り組み状況】

議会改革について、現在、特段の態勢をとっていますか?

(単数回答:1つお選びください)

- 1. 議会運営委員会の案件として検討している
- 2. 特別委員会を設置して検討している
- 3. 議員のみで構成する調査会・検討会などで検討している
- 4. 議員以外の専門家あるいは市民も参加する組織で検討している
- 5. 「1」~「4」以外の常設の議会改革推進組織を設置している
- 6. その他の態勢で検討している
- 7. 議会改革の取り組みは終了したので、態勢は解散している
- 8. 現在、特段の態勢はとっていない($[1] \sim [7]$ に該当しない)

Q2【議会基本条例】

(1)議会基本条例の制定を予定していますか?

- 1. 制定すべきかどうかを検討中である
- 2. 制定の方針で検討に着手している
- 3. 2017年3月には制定の見込み(予定含む)である
- 4. 2017年7月までの制定をめざしている(予定)
- 5. 2017年中の制定をめざしている (予定)
- 6. 議会基本条例を制定済み(改正は行っていない)
- 7. 議会基本条例を制定済みであり、改正も行っている
- 8. 現時点では制定の予定はない

(2) (1) で選択肢「6」および「7」を選択された「議会基本条例を制定済み」の議会に伺いま

す。2016年末までに議会基本条例の運用実績の評価を議会として実施し、その内容を公開(来庁による印刷物閲覧のほか議会のホームページ上で)しましたか?

(複数回答:該当するものをすべてお選びください)

- 1. 議会運営委員会で運用実績の評価を行い、公開を実施した
- 2. 特別委員会で運用実績の評価を行い、公開を実施した
- 3. 評価のための特別な組織を設けて運用実績の評価を行い、公開を実施した
- 4. 運用実績の評価・公開は行ったが、評価実施組織は「1」~「3」に該当しない
- 5. 運用実績の評価は行ったが、公開はしていない
- 6. 運用実績の評価は行っていない

(3) (1) で選択肢「7. 議会基本条例を制定済みであり、改正も行っている」とした議会に伺い

ます。2016年末までに実施した改正内容はどのようなものですか?

(複数回答:該当するものをすべてお選びください)

- 1. 政務調査費から政務活動費への規程変更
- 2. 議決事件の追加・変更
- 3. 議会による住民投票に関する条項の追加・変更
- 4. 議会への住民参加(政策提案制度を含む)に関する条項の追加・変更
- 5. 議会における協議・政策審議のための組織に関する条項の追加・変更
- 6. 議会の附属機関や調査機関に関する条項の追加・変更
- 7. 「1」~「6」に該当しない内容での改正も行った。

Q3【自治基本条例】

自治基本条例(まちづくり基本条例等含む)の制定を予定していますか?

- 1. 制定へ向けて具体的に検討中(議会または執行機関にて)
- 2. 議会に関する規定を含まない自治基本条例(まちづくり基本条例等含む)を制定済み

- 3. 議会に関する規定を含む自治基本条例(まちづくり基本条例等含む)を制定済み
- 4. 現時点では制定の予定はない

Q4 【議長選出時の公約·所信表明】

議長選出に先立って、議長になろうとする議員が、本会議、全員協議会等、全議員の前で、公約や所信を表明する機会を設けていますか?

(単数回答:1つお選びください)

- 1. 本会議で、公約や所信を表明する機会を設けている
- 2. 全員協議会等本会議以外の場(休憩中を含む)で、全議員の前で公約や所信を表明する機会を設けている
- 3. 議長選出に先立って、全議員の前で公約や所信を表明する機会は設けていない

Q5【地方自治法改正への対応】

(1) 2011年の地方自治法改正で「市町村は、その事務を処理するに当たつては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない」(旧第二条④)とする「基本構想」の策定義務が廃止されました。これを受けての貴自治体(議会または執行機関)での取り組みはどのようなものですか?

(単数回答:1つお選びください)

- 1. 「基本構想」を策定し、議決することを定める条例(※)の新規制定または既存の条例の改正を実施した
- 2. 既存の条例(※)の中で「基本構想」の策定・議決を定める条項があったため、新たな条例・条項の制定・改廃は行わなかった
- 3. 議決を経る「基本構想」(「総合計画」)方式を廃止し、新たな運営枠組みへ移行した
- 4. 取り組まれた内容は「1」~「3」には該当しない
- 5. 現在、特段の取り組みは行われていない

※「基本構想」を策定・議決することを直接の目的とした条例に加えて、自治基本条例、議会基本条例、総合計画条例、議決事件条例などで「基本構想」を策定・議決することを定めている場合を含めます。

※都道府県議会は地方自治法上の「基本構想」議決義務はありませんでしたが、「神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決として定める条例」や「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」など、「基本構想」を議決事件とする動向もあります。都道府県議会におかれましては当該自治体の「基本構想」への対応として最も近いものをお選びください。

(2)2012年の地方自治法改正で「普通地方公共団体の議会」は「条例で定めるところにより、定

例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる」(第百二条の二)とされました。議会の「会期」制度について、現在、どのような態勢をとっていますか?

(単数回答:1つお選びください)

- 1. 会期に関する法改正を受けて、「通年制」(「通年の会期」制)を条例で定めた(施行済み及び2016年中より施行予定である)
- 2. 改正地方自治法に基づくものではない「通年制」(「通年の会期」制)を独自条例・要綱(会議条例など)に基づき実施している
- 3. 年4回定例会を開催する四期制を採用している
- 4. 現在の態勢は「1」~「3」には該当しない

※設問文中で触れた地方自治法「第百二条の二(第一項)」によるものに加えて、地方自治法「第百二条(第二項)」に基づく場合も「通年制」(「通年の会期」制)に該当するものとしてお答えください。

※改正地方自治法に基づくものではない、定例会を年1回とする運用上の通年議会を採用している議会は、「2」をお選びください。

(3)2016年1月1日~12月31日の間に、最近の地方自治法改正を受けて実現した以下の取り組み・権限の行使はありましたか?

(複数回答:該当するものをすべてお選びください)

- 1. 議会の招集権に関する法改正を受けて、議長により臨時会が招集された
- 2. 議事運営に関する法改正を受けて、本会議における公聴会開催または参考人招致が実施された
- 3. 首長による「一般再議」請求の対象が拡大されたことを受けて、条例・予算以外での計画等の議決においても首長が再議を求めた
- 4. $\lceil 1 \rfloor \sim \lceil 3 \rfloor$ の取り組み・権限の行使はなかった

◇討議のあり方について

Q6【一問一答の導入状況】

本会議の一般質問、代表質問のいずれかで、一問一答制を導入していますか?

(単数回答:1つお選びください)

- 1. 一問一答制を導入している(一問一答方式を選択できる)
- 2. 一問一答制は導入していない

Q7【首長等の反問(逆質問)】

(1)議員の質問、質疑に対する首長等の反問(逆質問)を明文化した規定によって認めていますか?

(単数回答:1つお選びください)

- 1. 要綱や申し合わせ等の明文化した規定により、内容や趣意の確認、論点・争点の明確化等、内容を限定して、認めている
- 2. 要綱や申し合わせ等の明文化した規定により、内容を限定せずに、反問を認めている
- 3. 会議規則や条例で、内容や趣旨の確認、論点・争点の明確化等、内容を限定して、認めている
- 4. 会議規則や条例で、内容を限定せずに、反問を認めている
- 5. 明文化した規定は持たないが、議長が定例会(会期)ごとに首長等に反問(逆質問)権を付与す
- る (認める) 運用を行っている。
- 6. 議員の質問、質疑に対する、首長等の反問(逆質問)は、認めていない
- (2) 2016年1月1日~12月31日の間で、議員の質問、質疑に対する首長等(執行機関側)の反問(逆質問)はありましたか?

(単数回答:1つお選びください)

- 1. 首長等(執行機関側)の反問(逆質問)は行われた
- 2. 首長等(執行機関側)の反問(逆質問)は行われなかった

Q8【自由討議(議員間討議)】

「議員間の討議(自由討議) | を行うことを規定していますか?

(単数回答:1つお選びください)

- 1. 要綱や申し合わせ等で、議員間の自由討議について規定している
- 2. 会議規則や条例で、議員間の自由討議について規定している。
- 3. 議員相互間の自由討議について、特に明文化された規定はない
- ※要綱と条例の双方で議員間の自由討議を定めている場合には「2 | をお選びください。

Q9【議員間討議の実施状況】

2016年1月1日~12月31日の間に、本会議または委員会で、**首長提出議案の審査を行う際に、**議員間で議論を尽くして合意形成に努めるための「議員間の討議(自由討議)」を行いましたか?

(複数回答:該当するものをすべてお選びください)

- 1. 「質疑」の時間帯に、議事をとめて(暫時休憩等)行った
- 2. 「質疑」の時間帯に、議事をとめずに行った
- 3. 「質疑」の時間とは区別して、議長・委員長の判断または議員の動議等により、議事をとめて、 「議員間の討議(自由討議)」の場を設定して行った

- 4. 「質疑」の時間とは区別して、議長・委員長の判断または議員の動議等により、議事をとめず
- に、「議員間の討議(自由討議)」の場を設定して行った
- 5. 「討論」の時間帯に、議員同士で賛否をめぐって相互に質問、反論する事実上の「議員間の討議(自由討議)」を行った。
- 6. 首長提出議案の審査を行う際に、「議員間の討議」は行われなかった

◇市民の参加について

Q10【請願陳情における市民の提案説明】

(1)請願または陳情の審査を行なう際に、**(紹介議員ではなく)提出者として市民が**希望した場合、会議で直接説明すること(趣旨や意見を聴く機会)を認めていますか?

(単数回答:1つお選びください)

- 1. 提出者として市民が希望すれば、提出者として市民が会議で直接説明することを認めている
- 2. 提出者として市民が希望すれば、提出者として市民が会議の開催前(または休憩時間)に議員に直接説明することを認めている
- 3. 請願または陳情の内容によって、議会(委員会)側が必要と判断する場合に、提出者として市民が直接説明する機会(趣旨や意見を聴く機会)を設けることがある
- 4. 請願または陳情の審査を行なう際に、提出者として市民が直接説明することは想定していない

※提出者として市民が希望すれば、提出者として市民が「会議の開催前または休憩時間」に議員に直接説明することを認めているという場合も、「1」をお選びください。

(2) 2016年1月1日~12月31日の間で、請願または陳情の審査を行なう際に、(紹介議員ではなく)提出者として市民が会議(開催前または休憩時間を含む)で直接説明する(趣旨や意見を述べる)機会はありましたか?

(単数回答:1つお選びください)

- 1. 請願または陳情の提出者として市民が会議で直接説明する(趣旨や意見を述べる)機会があった
- 2. 請願または陳情の審査を行なう際に、提出者として市民が直接説明することを想定していないので、市民が会議で直接説明する(趣旨や意見を述べる)機会はなかった
- 3. 請願または陳情の提出者が希望しなかったので、提出者として市民が会議で直接説明する機会はなかった
- 4. 議会(委員会)の判断として、提出者として市民が会議で直接説明する(趣旨や意見を述べる)機会は設けなかった
- 5. 請願または陳情(もしくは、審査するとした陳情)の提出はなかった。

Q11【傍聴者·希望者の発言】

2016年1月1日~12月31日の間、本会議または委員会で、**陳情・請願の説明以外に、**会議傍聴者または希望する市民が発言する機会はありましたか?

(単数回答:1つお選びください)

- 1. 条例・要綱等の明文化された規定に基づく「演説(発言)制度」により、発言を認め、議事録に記録した
- 2. 条例・要綱等の明文化された規定に基づく「演説(発言)制度」により、発言を認めたが、議事録には記録していない
- 3. 議長または委員長の裁量(申し合わせ事項である場合を含む)により発言を認め、議事録に記録 した(意図的に休憩をとっての傍聴者発言を含む)
- 4. 議長または委員長の裁量(申し合わせ事項である場合を含む)により発言を認めたが、議事録に は記録していない(意図的に休憩をとっての傍聴者発言を含む)
- 5. 会議傍聴者または希望する市民から発言の申出があったが、所定の委員会に諮った結果、発言を 認めなかったため、発言する機会はなかった
- 6. 陳情・請願の説明以外では、いかなる場合においても会議傍聴者または希望する市民が発言する ことを認めていないので、発言する機会はなかった
- 7. 発言を希望する市民・会議傍聴者がいなかったので、発言する機会はなかった

Q12【公聴会·参考人】

2016年1月1日~12月31日の間で、公聴会の開催や、参考人招致を行いましたか?

(複数回答:該当するものをすべてお選びください)

- 1. 公聴会を開催した
- 2. 参考人招致を行った
- 3. 2016年1月1日~12月31日の間で、公聴会の開催や参考人招致は行わなかった

Q13【市民との対話の場】

(1)2016年1月1日~12月31日の間に、**議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会主催の**意見交換会、懇談会、議会報告会等、議会として市民と直接対話する機会は、何回ありましたか? (記入回答:なかった場合には「0(ゼロ)」回とご記入いただき、次の設問へお進みください)

□ (あった場合には、その内容について(2)、(3)へもご回答ください。)

※議会報告会で、たとえば3日間それぞれ3会場で開催した場合は9回等と、場の数を回数としてカウントいただいて構いません。(3)にて具体的な内容がわかるよう、ご記入をお願いいたします。

(2) あった場合、どのような機会(※)として設定されたものかお答えください。

(複数回答:該当するものをすべてお選びください)

- 1. 議会報告会として
- 2. 特定の団体等との意見交換・懇談会として
- 3. 住民の誰もが参加できる場として
- 4. 特定テーマについての意見交換の場として

※自治会・町内会との意見交換・懇談会等の場合は「2」を、議会改革等特定のテーマについての意見交換を含んだ議会報告会は「1」「3」「4」を、議会改革等特定のテーマについて特定の団体等との意見交換・懇談会等の場合は、「2」「4」を、特定テーマについて誰もが参加できる意見交換の場合(フォーラムやシンポジウム等含む)は「3」「4」を、等々該当する項目をすべてお選びください。

(3) あった場合、具体的な内容(名称・テーマ・対象者・開催日時・参加者数・頻度等)をご記入ください。また、そこで試みられた市民と議員とが双方向で対話・意見するための工夫(付箋紙を用いてのワークショップ形式にした/第三者のファシリテーターを招聘したなど)があればご記入ください。そして、2016年以前に実施された取り組みに基づくものを含め、「市民との対話の場」の成果から議会として具体的な政策形成が行われた事例(条例制定や計画策定、予算編成への提言書作成等)があれば、その内容を合わせてご記入ください。

(自由記入回答)

◇公開・説明責任について

Q14 【議案・会議資料の事前公開】

(1)上程が予定されている議案本文(議案書)を、本会議への上程前に、公開していますか?(市民が希望すれば閲覧できますか)

(単数回答:1つお選びください)

- 1. 議案本文(議案書)は、本会議への上程前に、来庁等により印刷物でのみ閲覧できる
- 2. 議案本文(議案書)は、本会議への上程前に、来庁等による印刷物での閲覧のほか、「議会のホームページから」も閲覧できる
- 3. 議案本文(議案書)は、本会議への上程前に、公開はしていない(市民は閲覧できない)

※議会のホームページに、件名や概要(またはその一覧)だけではなく、議案本文(議案書)を掲載 している場合のほか、執行機関側で公開しているページへのリンクを張ってある場合も、「議会の ホームページからも閲覧できる」をお選びください。

※情報公開請求でしか市民が閲覧できない場合には「3」をお選びください。

(2) 議案本文(議案書)を、本会議への上程後、委員会等での審議の前に、公開していますか? (市民が希望すれば閲覧できますか)

(単数回答:1つお選びください)

- 1. 本会議への上程後に、委員会等での審議の前に、来庁等により印刷物でのみ閲覧できる
- 2. 本会議への上程後に、委員会等での審議の前に、来庁等による印刷物での閲覧のほか、「議会のホームページから」も閲覧できる
- 3. 議案本文(議案書)は、本会議への上程後も、委員会等での審議の前に、公開はしていない(市 民は閲覧できない)
- 4. 本会議への上程前に、議案本文(議案書)を印刷物閲覧または「議会のホームページ」への掲載の方式により公開しているため、「1」~「3」には該当しない。
- (3) 議案書以外に、議案審議に用いる資料として議員に送付されている会議資料(議案説明資料等) (議案一覧や日程・付託表等ではなく) (委員会資料等) を、審査が行われる会議の前に公開していますか? (市民が希望すれば閲覧できますか)

(単数回答:1つお選びください)

- 1. 議案審議に用いる会議資料は、審査前に、来庁等により印刷物でのみ閲覧できる
- 2. 議案審議に用いる会議資料は、審査前に、来庁等による印刷物での閲覧のほか、「議会のホームページから」も閲覧できる
- 3. 議案審議に用いる資料として議員に送付されている会議資料は、審査前に、公開はしていない (市民は閲覧できない)
- 4. 議案書以外に、議案審議に用いる資料として議員に送付される資料はない

Q15【会議の公開状況】

(1)会議の公開について、どのように条例(委員会条例・自治基本条例・議会基本条例等)で定めていますか?

- 1. 委員会は、委員長または委員会の許可によって傍聴できる(許可制である)
- 2. 条例により常任委員会のみ原則公開としている
- 3. 条例により常任委員会、特別委員会を原則公開としている
- 4. 条例により常任委員会、特別委員会、議会運営委員会を原則公開としている(すべての委員会の原則公開を定めている場合は、「5」をお選びください)
- 5. 条例によりすべての会議(代表者会議や全員協議会等々)を原則公開としている
- 6. 本会議を原則公開とした地方自治法の他、会議公開についての条例の定めはない

※「4」は、常任委員会、特別委員会だけではなく、その他の会議も公開としているが、すべての会議を公開しているというわけではない、という場合(例えば、会派代表者会議のみ公開していない)、そして、「5」は、公式に、会議として位置づけられている会議は、すべて公開としている、という主旨で判断いただき、議会の状況をお選びください。

(2)常任委員会の傍聴についてどのように運営していますか?条例で原則公開としている場合は、 その運用状況について最も近いものをお選びください。

(単数回答:1つお選びください)

- 1. 特段の事情がない限り (通常)、認める運用を行っており、概ね希望者は傍聴できている
- 2. 特段の事情がない限り(通常)、認める運用を行っているが、スペースに限りがあるので傍聴希望者全員は入室できないことがある
- 3. 常任委員会の傍聴は、一般市民には原則として認めない運用を行っている(別室で映像、音声等での傍聴しか認めない場合も含む)
- 4. 希望者があまりいないので、希望があったときに、判断する
- 5. 常任委員会は設置していない(委員会制を採っていない)

Q16【傍聴者への資料提供】

傍聴者は、傍聴時に、議案本文や議案審議に用いる資料として議員に配布されている会議資料(議案 説明資料等)を閲覧できますか?

(単数回答:1つお選びください)

- 1. 傍聴者へは、議員に配布されている資料の一部または傍聴者用に用意した資料を提供している (配布または閲覧可能)
- 2. 傍聴者へは、議員に配布されているものと同じ資料を提供している(配布または閲覧可能)
- 3. 傍聴者への資料提供は行っていない

Q17【審査後の資料公開】

議案書以外に、議案審議に用いる資料として議員に配布された会議資料(議案説明資料等)(議案一 覧や日程・付託表等ではなく)(委員会資料等)を、審査後に、公開していますか?

- 1. 会議資料(説明資料等)は、審査後に、来庁等により印刷物でのみ閲覧できる
- 2. 会議資料(説明資料等)は、審査後に、来庁等による印刷物での閲覧のほか、議会のホームページからも閲覧できる
- 議案審議に用いる資料として議員に配布された会議資料(説明資料等)は、公開していない
- 4. 議案書以外に、議案審議に用いる資料として議員に送付される資料はない

Q18【委員会記録の内容および公開状況】

常任委員会の会議録(委員会記録)の内容と公開状況をお知らせください。

(複数回答方式:該当するものをすべてお選びください)

- 1. 会議録(委員会記録)は、概要記録(結果や決定事項のみ)で作成しているが、ホームページでは閲覧できない
- 2. 会議録(委員会記録)は、概要記録(結果や決定事項のみ)で作成しており、ホームページでも閲覧できる
- 3. 会議録(委員会記録)は、要点記録で作成しているが、ホームページでは閲覧できない
- 4. 会議録(委員会記録)は、要点記録で作成しており、ホームページでも閲覧できる
- 5. 会議録(委員会記録)は、全文記録で作成しているが、ホームページでは閲覧できない
- 6. 会議録(委員会記録)は、全文記録で作成しており、ホームページでも閲覧できる
- 7. 常任委員会の会議録(委員会記録)は、作成していない
- 8. 常任委員会は設置していない(委員会制を採っていない)

※「会議録(委員会記録)は、全文記録と概要記録(結果や決定事項のみ)の両方で作成しているが、ホームページで閲覧できるのは概要記録のみである」という場合は、選択肢「2」と「5」をお選びください。

Q19【会議状況(記録)のインターネット配信】

(1) インターネットによる会議の動画(録画)記録のオンデマンド配信(※生中継ではなく、見たい時に随時動画記録を見ることができる方式でのインターネット配信)を行っていますか?

(複数回答:該当するものをすべてお選びください)

- 1. 本会議の動画記録のオンデマンド配信を行っている
- 2. 常任委員会の動画記録のオンデマンド配信を行っている
- 3. 予算、決算を審査する委員会の動画記録のオンデマンド配信を行っている
- 4. 予算、決算の審査以外の特別委員会の動画記録のオンデマンド配信を行っている
- 5. 全員協議会の動画記録のオンデマンド配信を行っている
- 6. その他の会議の動画記録のオンデマンド配信を行っている
- 7. 動画記録のオンデマンド配信は行っていない

(2)近年、「YouTube」や「Ustream」などのインターネット上の動画投稿・配信サービスを利用して会議状況を発信する議会が増えつつあります。このようなインターネット上での動画投稿・配信サービスの利用について、議会として利用しているものはありますか?(オンデマンド配信だけではなくライブ中継の場合も含みます)

(複数回答:該当するものをすべてお選びください)

- 1. 議会としてYouTubeを利用して会議状況を配信している
- 2. 議会としてUstreamを利用して会議状況を配信している
- 3. 議会として「1」「2」以外の動画投稿・配信サービスを利用している
- 4. 議会としてインターネット上での動画投稿・配信サービスは利用していない

Q20【議案に対する賛否の公開】

起立または挙手などによる表決を行った議案に対する賛否(各議員または会派の対応、採決態度)を 議会報や議会のホームページで公開していますか?

(単数回答:1つお選びください)

- 1. すべての議案について、各議員個別の賛否(対応、採決態度)を公開している
- 2. 重要議案についてのみ、各議員個別の賛否(対応、採決態度)を公開している
- 3. すべての議案について、会派単位の賛否(対応、採決態度)を公開している
- 4. 重要議案についてのみ、会派単位の賛否(対応、採決態度)を公開している
- 5. 議案に対する賛否(各議員または会派単位の対応、採決態度)は公開していない

※表決結果(可決・否決)や内容(全会一致・賛成多数等)ではなく、議案に対して各議員、各会派が賛成したのか、反対したのかの公開状況について、お答えください。

※全会一致以外の場合の賛否(賛成または反対をした議員・会派名)が明記されている場合は、「すべての議案について公開している」をお選びください。

※基本的には会派単位だが、表決時の会派所属議員が明記され、かつ会派が統一した行動をとらなかった場合や当日欠席等の場合にその議員名が公開されている場合には、「各議員個別の賛否議員個人の賛否を公開している」をお選びください。

◇政策提案・立法活動について

Q21【議決事件の追加】

(1)地方自治法第96条第1項の必要的議決事件の他に、第96条第2項にもとづいて、条例により任意的な議決事件を追加していますか?

- 1. 条例によって議決事件を追加している
- 2. 条例によって追加している議決事件はない
- (2)(1)で選択肢「1.条例によって議決事件を追加している」を選択された議会に伺います。 条例に基づき追加されている任意的な議決事件の中で、2016年1月1日~12月31日の間に議決した計画等があれば、その具体的な内容(議決した「総合計画」「まち・ひと・しごと創成総合戦略」

「公共施	設等総合管理計画」ほかの 計画等の名称と、	原案可決か修正可決かの種別など)	をご記入く
ださい。	(議決した案件がない場合は無記入のまま)	欠の設問へお進みください)	
(自由記)	入回答)		

Q22	【議会に	よる	議案修正】
-----	------	----	-------

(1)2016年1月1日~12月31日の間に、首長側提出議案(直接請求は除く)の内、①議会によって否決された議案と、②首長等が一度提出した後、議員・議会等の意見等により、提出者が自ら取り下げ、出しなおし(誤字等の技術的な修正以外の内容にわたる修正)、その後、可決された議案は、何件ありましたか?

(記入回答:なかった場合には「0 (ゼロ)」回とご記入いただき、次の設問へお進みください)

①否決された件数	()	件
----------	---	---	---

②再提出後可決された件数()件

(2)2016年1月1日~12月31日の間に、首長側提出議案(直接請求は除く)に対する議員による修正案の提出(うち、可決した修正案)は、何件ありましたか?

(記入回答:なかった場合には「0 (ゼロ)」回とご記入いただき、次の設問へお進みください)

①提出された修正案の件数()件

②可決された修正案の件数()件

Q23【議員提案条例】

(1)2016年1月1日~12月31日の間に、**議員または委員会が提出した政策的な条例案(議会や議員にかかわるもの以外の、政策的な行政関係条例案)(※)**の件数(内、可決された条例の件数)と具体的な条例案名等をお知らせください。

(記入回答:ない場合には「0 (ゼロ)」件とご記入いただき、次の設問にお進みください)

①提出された条例案()件

②可決された条例案 () 件

③具体的な条例案名と議決態様(可決、否決、継続等)をご記入ください。 (自由記入回答)

※1 議会や議員にかかわる条例案 (議員定数や報酬、期末手当、政務調査費、会議規則・委員会条

- 例、議決事件、議会基本条例等々)は除きます。なお、議会と有権者をつなぐ選挙関係の条例(選挙 公報を義務づける条例や、公費負担の見直しなど)は政策的なものに含むものとします。
- ※2 既存の政策的な条例の改正案及び廃止案は、政策的な条例案に該当するものとします。
- (2) (1) で回答いただいたものを含め、2016年末までに議会が立案・制定した政策条例(議員または委員会が提出した政策的な条例)に対して、条例施行後に、特別委員会を設置するなどの方法により、議会としての点検・見直しを実施しましたか? (議会が立案・制定した政策条例のすべてを対象とした場合だけでなく、特定の政策条例のみを対象とした場合も含みます。)

(複数回答方式:該当するものをすべてお選びください)

- 1. 実施状況の点検、効果の検証を議会として行い、条例の改正を実施した。
- 2. 実施状況の点検、効果の検証を議会として実施中である。
- 3. 実施状況の点検、効果の検証を議会として行ったが、条例の改正は行わなかった。
- 4. 議会による政策条例の立法経験はあるが、実施状況の点検、効果の検証は行っていない。
- 5. 議会による政策条例の立法経験がないため、議会としての評価・点検の実績はない。

Q24【議会によるパブリックコメント】

2016年1月1日~12月31日の間に、議会としてパブリックコメントを行う機会は、ありましたか?

(複数回答:該当するものをすべてお選びください)

- 1. 議会基本条例に関するパブリックコメントを実施した
- 2. 議会基本条例以外での議会や議員にかかわる条例に関するパブリックコメントを実施した
- 3. 政策的な条例案 (議会や議員にかかわるもの以外の、政策的な行政関係条例案) の制定・改廃に関するパブリックコメントを実施した
- 4. 「1」~「3」以外でのパブリックコメントを実施した
- 5. パブリックコメントは実施していない

※前年調査回答ではWeb回答システムの不備により選択肢を複数個入力することができませんでした。この場を借りてお詫び申し上げます。

Q25【政策討論の場】

(1)議会としての政策提案・立法活動を行っていくために、常任(特別)委員会以外に政策討論会、議員提案条例研究会等、特別な場を設置していますか?

- 1. 特別な場を、設置している
- 2. 特別な場は、設置していない(常任委員会、特別委員会などで対応している)

(2) (1) で「特別な場を、設置している」を選択された議会に伺います。2016年1月1日~12

月31日の間に、具体的な開催実績はありましたか?

(単数回答:1つお選びください)

- 1. 開催実績はある
- 2. 開催実績はない

Q26【専門的知見活用·附属機関】

2016年1月1日~12月31日の間に、附属機関や調査機関を設置しての調査検討や、専門的知見の活用、外部有識者等の助言を得る活動等を、議会として行ったことがありますか?

(複数回答:該当するものをすべてお選びください)

- 1. 地方自治法100条の2にもとづく専門的知見の活用を行った
- 2. 議員以外に公募市民や外部有識者(学識者)等も参加する機関を設置して、調査検討を行った
- 3. 公募市民や外部有識者(学識者)等、議員以外で構成される機関を設置して、調査検討を行った
- 4. 専門的知見の活用や附属機関設置等は行っていない

※前年調査回答で、ある自治体より、議会による附属機関設置の違法性についてご指摘を頂きました。一方、三重県「議会改革諮問会議設置条例」など、議会の附属機関を条例設置する事例も発生します。こうした状況を鑑み、本設問では附属機関の実態を問う選択肢を設けております。

Q27【事業・施策・計画の評価・点検】

2016年1月1日~12月31日の間に、**議会が委員会等の特別な場を設置して行政の事務・施策・計画の評価・点検を行いましたか?**行政が行った評価・点検結果を質疑等の資料として使うことだけでは、議会が評価・点検主体となる取り組みには含まないものとします。

(複数回答:該当するものをすべてお選びください)

- 1. 事務事業評価を行った
- 2. 施策評価を行った
- 3. 政策評価を行った
- 4. 自治体計画(※)の進捗評価を行った
- 5. まち・ひと・しごと創生法に基づく地方人口ビジョン策定を受けて、既存の「基本構想」(Q5参 照)の評価・点検を行った。
- 6. 「1」~「5」には該当しない方式での評価・点検を行った
- 7. 議会が評価・点検主体となる行政の評価・点検は行っていない
- (※) 「総合計画」に加えて「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「都道府県/市町村まち・ひ

と・しごと創生総合戦略」、そして環境や福祉、行政改革など「分野別計画・個別計画」等を指します。

◇特色ある議会改革の取り組みについて

Q28【特色ある議会改革の取り組み】

(1) SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の利用について、議会として利用している ものはありますか?

(複数回答:該当するものをすべてお選びください)

- 1. 議会としてTwitterアカウントを取得して利用している
- 2. 議会としてFacebookアカウントを取得してページを開設している
- 3. 議会としてLINEアカウントを取得してページを開設している
- 4. 議会として「1」~「3」以外のSNSサイト (Google+、Myspace、LinkedInなど) を開設している
- 5. 議会としてインターネット上でのSNSは利用していない
- (2) 議会への市民参加あるいは議会と市民との協働として、議会「モニター」や議会「サポーター」等の制度を設ける議会が登場しつつあります。このような取組みについて実施しているものはありますか?

(複数回答:該当するものをすべてお選びください)

- 1. 議会運営に関する意見・改善提言を行うモニター・サポーター等を導入している
- 2. 議案審議に対して当該議案への意見等を申し述べるモニター・サポーター等を導入している
- 3. 議会の政策審議への専門的助言を行うモニター・サポーター等を導入している
- 4. 議会議員と共に政策課題を審議検討するモニター・サポーター等を導入している
- 5. 広報作成支援や議会報告会運営支援などを行うモニター・サポーター等を導入している
- 6. モニター・サポーター等を導入しているが、内容は「1」~「5」に該当しない
- 7. 議会としてモニター・サポーター等の制度は導入していない
- (3)2012年1月1日~2016年12月31日の直近5年間に行われた議会改革とその成果について、上記Q1~Q28(2)に回答したもの以外に注目すべきものがありましたらば、お答えくださ
- い。なお、2016年4月に施行された障害者差別解消法(合理的配慮)への対応として準備された議会基本条例・会議規則の条項等があれば合わせてお書きください。

(本設問は調査分析の統計処理には含みません。ご自由にお書きください)

(自由記入回答)

ご協力、ありがとうございました。